

介護保険のサービスいろいろ

知っていますか？

対象者は、役場ふくし課で手続きをしてください。すでに認定を受けている方も、更新手続きが必要です。



●申請窓口 役場ふくし課 内線124

●問い合わせ 知多北部広域連合事業課 給付係 ☎052-689-2263

利用者負担の軽減制度

1 特定入所者介護（介護予防）サービス費による軽減制度

所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた利用者負担段階によって負担限度額が決められ、食費・居住（滞在）費が軽減され、負担限度額を超えた分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費が支給されます。

●対象（すべてに該当）

- ・ 本人および世帯全員が住民税非課税
- ・ 配偶者が別世帯の場合、その配偶者も住民税非課税
- ・ 預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下

●対象施設・サービス

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院
- ・ ショートステイ（短期入所生活介護および短期入所療養介護（介護予防を含む））

2 災害などによる利用者負担減免制度

次の要件に該当する場合、介護サービスなど（総合事業は一部対象外）を利用した際の利用者負担額が減免される場合があります。

- ・ 災害などにより、住宅、家財に半壊以上の損害を受けたとき
- ・ 主たる生計維持者が死亡した場合で、生計が著しく困難となったとき
- ・ 疾病、障がいなどにより、主たる生計維持者の年間所得見込額が前年の2分の1以下に減少する場合で、生計が

著しく困難となったとき

3 知多北部広域連合の利用者負担減免制度

介護保険料の所得段階が第1、第2、第3段階の方で、次の減免対象要件に該当する場合、介護サービスなど（総合事業は一部対象外）を利用した際の利用者負担額が減免されます。

●対象（すべてに該当）

- ・ 知多北部広域連合の被保険者
- ・ 住民税課税者に扶養されていない
- ・ 介護保険料を滞納していない
- ・ 世帯の年間合計収入が98万円（世帯員が2人以上の場合）、1人あたり32万円加算した額）以下
- ・ 預貯金が350万円（世帯員が2人以上の場合）、1人あたり100万円加算した額）以下

場合は、1人あたり100万円加算した額以下

●減免割合

利用者負担額のうち、介護保険料の所得段階が第1段階の方は4分の3、第2および第3段階の方は2分の1を減免（算出条件あり）

4 社会福祉法人などによる低所得者負担軽減制度

著しく生計が困難な方がサービスを利用する場合に、社会福祉法人が行う、利用者負担軽減制度があります。軽減実施法人および対象サービスについては、役場ふくし課または問い合わせ先へ

福祉用具購入費・住宅改修費の給付制度

介護保険の被保険者で要支援・要介護認定を受けている方が、福祉用具を購入したり、住宅改修を行ったりしたとき(事前協議が必要)に申請すると、その費用の一部が福祉用具購入費または住宅改修費として介護保険から給付される場合があります。

●申請方法

・福祉用具購入費の申請手続き

特定福祉用具購入後、支給申請書を役場ふくし課へ提出

・住宅改修費の支給申請手続き

①改修工事を行う前に事前協議書を役場ふくし課へ提出

②事前協議書の結果通知を受け取った後、改修工事着工

③工事完了後、支給申請書を役場ふくし課へ提出

出

●支払い方法

・償還払い

被保険者が購入費または工事費の全額を一旦業者に支払い、その後、知多北部広域連合に保険対象分の9割、8割または7割を申請する方法

・受領委任払い

被保険者は購入費または工事費の保険対象分の1割、2割または3割を業者に支払い、その後、申請により保険対象分の9割、8割または7割を知多北部広域連合から業者に支払う方法

●注意

特定福祉用具購入や住宅改修の代金を完済した日の翌日から、2年間経過すると請求できなくなります。

高額介護(介護予防)サービス費などの支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が上限額を超えた場合は、高額介護(介護予防)サービス費または高額介護予防サービス費相当支給費として知多北部広域連合から支給されます。

●対象の利用者負担額

対象となる利用者負担額は、介護サービス費用の自己負担分に限る

※対象外：福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分、食費・居住費、日常生活費、総合事業の一部の費用など

●申し込み

支給対象となる可能性がある方には、知多北部広域連合から「高額介護(介護予防)サービス費等」についてのお知らせを送付。同封の申請書を役場ふくし課に提出

●注意

・高額介護(介護予防)

サービス費および高額介護予防サービス費相当支給費は、利用者負担額を支払ってから2年間経過すると、申請できなくなります。

申請手続きは初回のみで、2回目以降は不要
・同一世帯で複数の方が介護保険のサービスを利用している場合は、世帯内の利用者全員の申請が必要。すでに世帯の一部の利用者の方が支給を受けている場合は、新たに対象となる方のみ申請